

平成29年3月21日

大阪市職員労働組合経済局支部
支部長 上石 英毅 様

大阪市経済戦略局長
井上 雅之

IR 推進局の設置に伴う職員の給与・勤務条件について（提案）

1 提案理由

平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR 推進法）が成立し、今後一年以内を目途に必要な法制上の措置を講じる（いわゆる IR 実施法）こととしており、その短期間のうちに、大阪府と連携して、大阪にふさわしい IR の立地計画の策定、及び国の区域指定を受けることを目指すこととしている。

そのため、大阪府と市が一体となって IR 誘致に向けた活動を展開する組織として、府市共同で IR 推進局（以下、「IR 推進局」という。）を設置する予定である。

IR 推進局に勤務する職員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7の規定に基づき制定される共同設置に関する規約により大阪府が幹事団体となるため、同法第252条の9の規定により大阪府の職員の身分を併せ持つこととなり、給与・勤務条件について以下のとおり提案する。

2 提案内容

（給与＜退職手当を除く＞）

職員の給与は、市の職員の給与に関する条例（昭和31年市条例第29号）等の規定に基づき支給される額を、大阪府から支給する。

（勤務時間、休日、休暇等）

職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号）等を適用する。

（分限及び懲戒の処分）

職員の分限及び懲戒の処分については、その都度、府市で協議する。

（労働安全衛生）

職員の健康管理事業等は、大阪府の関係規定に基づき、大阪府において実施する。

（旅費）

大阪府の職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）等に基づき、大阪府から支給する。

（福利厚生事業）

職員の福利厚生事業は、大阪府の関係規定に基づき、大阪府において実施する。

3 実施時期

平成29年4月1日（IR 推進局の設置の日）